

の構造物に対して定めたものである。

架空電車線によって電気運転をする区間に対する限界については、架空電車線およびその懸垂装置(吊架[ちやうが]線, ハンガー, 磚子[が]いし), スパン線, 曲線引または振止装置等)はこの限界内に入ってもよいが、これらの懸垂装置を支持する電線・ブラケット・ビームその他の固定構造物はもちろんこの限界内に入ってはならない。この限界は軌道中心線における高さを、架空電車線の標準高さ5,200mmの上部に、懸垂装置に必要な高さ500mmをとり、5,700mmとし、その形は車両が傾斜した場合の集電装置(パンタグラフ)の端に約150mmの余裕をとって定めてある。

橋梁、隧道、雪覆および跨線橋の部分ならびにその前後の限界は、架空電車線の高さを4,550mmまで減じ得ることをもととし、これに懸垂装置の余裕500mmをとって5,050mmとしている。

停車場構内の荷物積卸線等で、作業上必要がある場合の限界は架空電車線の高さを5,500mmまで増大し得るので、その上部に500mmの懸垂装置の余裕をとって、6,000mmとしている。

乗降場上家のひさしの部分の限界は、架空電車線の高さを4,700mmまで減じ得るので、懸垂装置の余裕500mmをとって、5,200mmとした。この場合はひさしの構造上軌道中心線の左右500mmだけでのよいので、上部の形状が前の三者と異なっている。

乗降場および荷物積卸場に対する限界は、車両限界の軌道中心からの幅1,500mmに、車両の動揺等のため余裕50mmを加えて、1,550mmとなっているが、現有の車両はまだ車両限界の大きさに達せず、電車以外は1,321mm以下であるので、旅客の乗降および荷物の積卸しの便宜上暫定的に1,400mmまで縮小してもよいこととなっている。軌条面からの高さ1,110mmは乗降場および荷物積卸場の高さのうち、最高の1,100mmに10mmの余裕を見込んだものである。

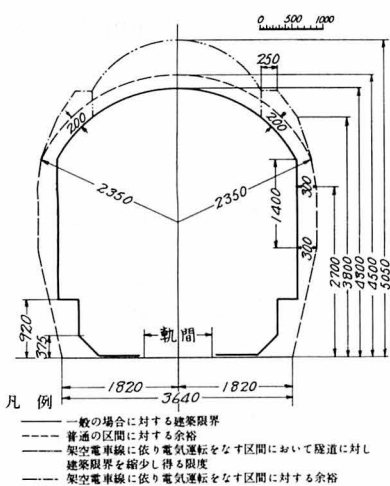
信号標識、特殊隧道および橋梁に対する限界は転轍標識、隧道断面内下部に通信および電力線のダクトを設置する特殊な隧道、橋梁の内下路プレートガーダおよび構桁(けた)で横桁を取付ける部分等に対するものである。

その他の限界は軌道構造上、作業上あるいは工事費の節減上特に設けてあるものである。→日本国有鉄道建設規程。(川崎敏視)

けんちくこうしゅ 建築工手 建築区・保線区におかれる職で、建築工手長の指揮をうけて、建物およびその付帯設備の保守作業および施工作業に従事するものである。必要ある場合には、建物付帯用地の保守作業も行う。(加藤誠次郎)

けんちくこうしゅちやう 建築工手長 建築区・保線区におかれる職で、建築分区長または営繕士の指揮をうけ建築工手を

2. 隧道における建築限界外の余裕(単位mm)



指導して、建物およびその付帯設備の保守作業および施工作業に従事するものである。

このような職務を遂行するため、建築工手長は常に担当区域内の建物を巡視して障害の有無を確かめるとともに、建築工手に対し適切な作業の指導を行わなければならない。(加藤誠次郎)

けんちくじょうぎ 建築定規(地方鉄道・軌道の)

1 意義および内容

地方鉄道の建築定規は国鉄の建築限界に相当するもので地方鉄道建設規程(大正8年閣令第11号)の第2節に(1)以下のように規定されている。

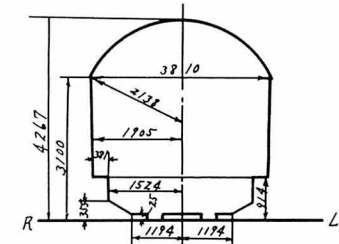
軌道については建築定規というものはなく、これにかわる*軌道定規によって規定されている。

(1) 建築定規は第1号および第2号図面によらなければならないが、曲線では軌間の拡度および外側軌条の高度にしたがって、建築定規の中心の偏倚(へんい)傾斜に応じて相当これを拡大しなければならないこと(第7条)。

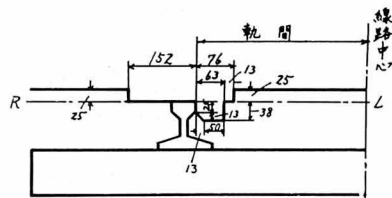
(2) 燃料積載所・給水所・転車台・計重台・洗車所・電柱・信号柱等で停車場内の側線にあるもの、ならびに車庫の門路および内部は車両定規外150mmまで建築定規内に入ることができること(第8条)。

(3) 轍叉(てっさ)において軌条と翼軌条または護輪軌条との間隔は軌間1.067mおよび1.435mのものでは37mmまで、軌間762mmのものでは33mmまで縮小することができることおよび轍叉以外の場合には軌条と護輪軌条との間隔は軌間1.067mおよび1.435mのものでは54mmまで、軌間762mmのものでは45mmまで縮小することができること(第9条)。

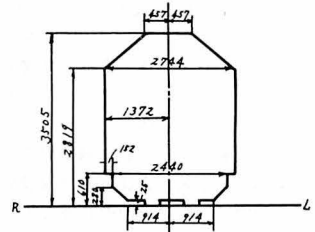
(4) 転轍器取柄および転轍標識等の軌条面より上に突出する部分は車両定規外側方で76mmまで建築限界内に入ることができるが軌条面上軌間1.067mおよび1.435mのものでは1,830



建築規定軌条部分明細図



2. 建築定規(単位mm) 軌間762mm



建築規定軌条部分明細図

